

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案

現行

(前略)

(前略)

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

区分	国が管理する選挙及び投票	都が管理する選挙及び投票	区が管理する選挙及び投票
	選挙長 (略)		
	開票管理者 (略)		
投票管理者	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
選挙立会人	(略)		
開票立会人	(略)		
投票立会人	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

備考

- 一 投票を管理する時間が、投票時間のうちの二分の一であるとあらかじめ定められている投票管理者については、投票管理者の項中「二〇、〇〇〇円」とあるのは、「一〇、〇〇〇円」とする。
- 二 投票に立ち会う時間が、投票時間のうちの二分の一であるとあらかじめ定められている投票立会人については、投票立

区分	国が管理する選挙及び投票	都が管理する選挙及び投票	区が管理する選挙及び投票
	選挙長 (略)		
	開票管理者 (略)		
投票管理者	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
選挙立会人	(略)		
開票立会人	(略)		
投票立会人	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

備考

- 投票に立ち会う時間が、投票時間のうちの二分の一であるとあらかじめ定められている投票立会人においては、投票立会人の項中「一七、〇〇〇円」とあるのは「八、五〇〇円」とする。

会人の項中「一七、〇〇〇円」とあるのは、「八、五〇〇円」とする。

付 則

1| この条例は、公布の日から施行する。

2| この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日まで
にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。